

棚卸資産の会計的評価に関する研究

池 下 卓

本稿は、棚卸資産会計のうち期末評価における従来の伝統的「低価基準」と企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下、基準9号とする）における「簿価切り下げ」との考え方の相違点を明らかにすることを主な論点とする。この相違点を明らかにするために、現代の会計（動態論）における貸借対照表の役割および資産の価値は何に求められるのかを考察し、棚卸資産の属性を明らかにする。また、棚卸資産会計を棚卸資産の①取得の段階、②払出の段階、③期末評価の段階の3段階に区分することにより、費用性資産である棚卸資産がどのように費消原価と未費消原価に配分され、次期以降に繰越されるかを概観する。

以上のことを踏まえた上で、従来の伝統的な「低価基準」の意義について考察し、基準9号の「簿価切り下げ」との比較を行う。「低価基準」は、債権者保護を背景としたものから根拠を求めるものと、期間損益計算の見地から根拠を求める考え方がある。本稿では、武田隆二教授の低価基準の解釈を参考として、期間損益計算の観点から低価基準の根拠を考察する。

低価基準は、次期以降における収益稼得活動に対し利用可能な価値額のみを次期に繰越すために、当期において棚卸資産の効用喪失部分あるいは、回収不能部分を切り捨てる基準であることから、期間損益計算の観点より説明ができる。さらに、武田教授は棚卸資産の評価替を「物的属性」と「価格属性」の減少変化に分類している。「物的属性」の減少変化には、棚卸資産の「物質的減失」と「質的劣化」があり、物質的減失とは減耗や盗難による価額減少を指し、質的劣化とは品質低下や陳腐化による価額減少を指す。また、「価格属性」の減少変化には、時価の恒久的下落と時価の経常的変動による下落がある。時価の恒久的下落とは、期末時価が著しく下落し、回復する見込みのない状態を指すものであり、強制評価減である。時価の経常的変動による下落とは、たまたま決算日において時価が取得原価より下落している状況を指すことであり、低価法による評価損を表す。この棚卸資産の属性変化のうち、「物質的属性」の変動による下落は絶対的であり、減耗、盗難、品質低下、陳腐化があった場合には棚卸資産の取得原価の切り下げは行われなければならない。一方、「価格属性」の変動による下落のうち、時価の恒久的下落は、価値の回復の見込みがないことから絶対的であり、取得原価の切り下げを行わなければならないが、時価の経常的変動による価値下落は、下落はしていてもまた変動し価値が上昇する可能性があることから相対的であるといえる。したがって、低価評価損は、「価格属性」のうち時価の経常的変動によるものであるので、低価法の適用は任意であるといえると説明している。

基準9号における「簿価切り下げ」の考え方は、期末時点において、棚卸資産の収益性が低下した場合には、棚卸資産から生じる回収可能性を反映させるために棚卸資産の帳簿価額を切り下げるものである。この簿価切り下げの会計処理を行うことにより、棚卸資産の貸借対照表価額が回収可能性を反映させたものになり、財務諸表利用者に有用な情報提供ができるものと考えられる。このように「簿価切り下げ」を考えた場合、従来の「低価基準」と基準9号の「簿価切り下げ」を比較すると、その相違点が明らかになる。

それは、「簿価切り下げ」の処理が収益性の低下が生じた時には、その発生原因である品質低下や陳腐

化、時価の恒久的下落や時価の経常的変動といったものは問わずに帳簿価額を切り下げることであり、その適用は強制であるということである。

また、筆者は、基準9号の「簿価切り下げ」の会計処理の際に用いられる原価と比較すべき時価を考えると、理論的不整合が生じると考える。この点については、米国会計基準と国際会計基準における時価を検証すると明らかになる。米国会計基準では、原価と比較すべき時価を原則として再調達原価とすることとしている。米国会計基準では、資産の価値は、資産の「有用性」にあり、利益創出力（＝収益力）は資産の取得時に支出した取得原価に表されるとしている。それを踏まえたうえで、低価基準を適用した場合には、原価と比較すべき時価は、過去の時価である取得原価の代用として、現在の購入市場を基礎とした再調達原価を原則としている。国際会計基準においては、原価と比較すべき時価を純実現可能価額としている。国際会計基準では、資産の価値を将来キャッシュ・フローに求め、回収可能性を重視することから、原則として販売市場を基礎とした純実現可能価額を原価と比較すべき時価としている。

基準9号において、正味売却価額（＝純実現可能価額）を原価と比較すべき時価としている根拠は、資産の「収益性」が低下した場合に、「回収可能性」を財務諸表に反映させることにある。「収益力」の低下を重視するのであれば、米国基準のように再調達原価によって原価と比較すべきであるし、「回収可能性」を重視するのであれば、国際会計基準のように正味売却価額を重視するべきである。筆者は基準9号においては、上記のような点において理論的不整合が生じていると考えるので、今後の検討課題としたい。